

高知県林業労働安全衛生対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県林業労働安全衛生対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、林業における労働災害の防止及び振動障害の予防対策を推進するため、林材業労働災害防止協会高知県支部（以下「補助事業者」という。）が行う次に掲げる事業に係る経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 林業労働安全衛生対策事業

- ア 振動病一次健診受診促進事業
- イ 振動病二次健診受診促進事業

(2) 安全装備等導入促進事業

- ア 安全防具の導入
- イ 蜂刺され対策等
- ウ 熱中症対策
- エ 可搬式林業機械電動化
- オ 軽量可搬式林業機械
- カ 救急用品整備
- キ 附帯事務費

(3) 架線作業主任者研修事業

(4) 伐木安全作業技術研修事業

(5) 労働安全衛生マネジメントシステム普及啓発支援事業

(補助対象経費、補助率等)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費、補助率等については、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式による補助金交付申請書によるものとし、補助事業者は、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額

して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助の条件）

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）補助金に係る法令、規則、要綱等の規定に従わなければならないこと。
- （2）補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の完了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- （3）補助事業により取得した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- （4）補助事業により取得した財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- （5）前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- （6）補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- （7）県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。
- （8）補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、事業主体に対して前各号に掲げる条件を付さなければならないこと。

2 知事は、補助事業者が、補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は規則、要綱等の規定若しくはこれらに基づく知事の処分に違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の額の確定があった後においても取り消すことができる。

（補助事業の変更）

第6条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、変更承認を受けようとするときは、別記第2号様式による補助金変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の変更承認を必要とする事項は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- （1）補助金額の増額及び20パーセントを超える減額
- （2）補助事業の中止又は廃止

(概算払の請求)

第7条 補助事業者は、補助金の概算払を請求しようとするときは、別記第3号様式による請求書を知事に提出しなければならない。ただし、附帯事務費は、対象外とする。

(実績報告等)

第8条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合において、前項の補助事業等実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合において、第1項の補助事業等実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに別記第5号様式による報告書により知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。

(受診結果の秘密保持)

第9条 補助事業者は、個人の受診結果を部外に対して公表しないこととし、秘密を厳守しなければならない。

(グリーン購入)

第10条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第11条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 22 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 8 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 5 条、第 8 条第 3 項、第 9 条及び第 11 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 3 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

事業区分	事業内容	補助対象経費	補助事業者	補助率	事業主体
林業労働 安全衛生 対策事業	振動病一次健診受診促進 事業	一人親方等が受診する振動病一次健診の実施に 要する経費	林材業労働災害 防止協会高知県 支部	2 分の 1 以内	
	振動病二次健診受診促進 事業	（１）振動病二次健診の受診料（二次健診の対象 者は、一次健診で医師に要再検査の診断を受 けた者とする。）		2 分の 1 以内	
		（２）振動病二次健診実施における医療機関との 日程調整、健診の案内等に要する経費		定額	
安全装備 等導入促 進事業	（１）安全防具の導入	次に掲げる安全防具の購入費について補助する 経費 （１）切断事故防止ズボン （２）チャップス（ひざあて） （３）ジャケット等防護衣 （４）切断事故防止ブーツ （５）切断事故防止手袋 （６）顔面、耳保護具等	林材業労働災害 防止協会高知県 支部	2 分の 1 以内 （１事業主体の補助 金の限度額を 30 万 円とし、自動注射器 購入費の上限を 1 個当たり 1 万円と する。）	林業事業体 （労働環境改善計画認 定事業体又は認定を受 けようとする事業体で あり、55 歳以下の新規 就労者（補助事業年度 の前年度終了日（3 月 31 日時点）において林 業就業 3 年以内の者） を雇用した林業事業体 とする。）
	（２）蜂刺され対策等	次に掲げる自動注射器導入費用のうち医療機関 に支払う経費について補助する経費 （１）蜂アレルギー血液検査 （２）処方登録受託医師診察料及び自己注射管理 指導料 （３）自動注射器購入費等 次に掲げる用具の購入費について補助する経費 （１）毒液吸い出し救急用具等 （２）スズメバチ忌避剤			
	（３）熱中症対策	換気機能付作業服の購入費について補助する経 費		2 分の 1 以内	

	(4) 可搬式林業機械電動化	バッテリー式チェーンソー又はバッテリー式刈払機の購入費について補助する経費 (チェーンソー又は刈払機本体、バッテリー及び充電器とを合わせて購入すること。バッテリー又は充電器の単独購入は対象外とする。)	林材業労働災害 防止協会高知県 支部	(上限金額) チェーンソー：7万 円 刈払機：8万円	林業事業体 (労働環境改善計画認定事業体又は認定を受けようとする事業体であり、55歳以下の新規就労者(補助事業年度の前年度終了日(3月31日時点)において林業就業3年以内の者をいう。)を雇用した林業事業体とする。)
	(5) 軽量可搬式林業機械の導入	軽量(4.0kg以下)のチェーンソーの購入費について補助する経費		2分の1以内 (上限金額) 7万円	
	(6) 救急用品整備	現場携帯用のAEDの購入費について補助する経費		2分の1以内 (上限金額) 13万円	
	(7) 附帯事務費	賃金、旅費、役務費及び需用費等	林材業労働災害 防止協会高知県 支部	定額	
架線作業 主任者研 修事業	架線作業主任者研修事業	講師補助員賃金、資料整理賃金及び共済費、講師謝金、講師旅費、研修資料代、消耗品費、燃料費、機械借上げ料、印刷製本費及び通信運搬費等	林材業労働災害 防止協会高知県 支部	定額	
伐木安全 作業技術 研修事業	伐木安全作業技術研修事業	講師補助員賃金、資料整理賃金及び共済費、講師謝金、講師旅費、研修資料代、消耗品費、燃料費、機械借上げ料、印刷製本費及び通信運搬費等		定額	
労働安全 衛生マネ ジメント システム 普及啓発 支援事業	(1) 労働安全衛生マネジメントシステムに即した労働安全衛生活動の普及啓発等に係る説明会	賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料等	林材業労働災害 防止協会高知県 支部	定額	
	(2) 安全衛生計画の作成指導	賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料等		定額	

備考

一次健診対象者：林業就業者を使用しないで林業の作業を行うことを常態とする者及びその者が行う林業の作業に雇用されることなく従事する者で、振動機械を自ら使用するものとする。

二次健診対象者：a 原則として、過年度において、二次健診で要注意とされた者とする。ただし、本年度二次健診を受けた者を除く。

b 原則として、林災防高知県支部が実施した振動病の一次健診で要精密検査と判断された者とする。ただし、本年度二次健診を受けた者を除く。

健診実施機関：原則として独立行政法人国立病院機構高知病院とする。ただし、振動病の診断に十分な経験を有する医師及び必要な施設の整備された他の医療機関でも受診することができるものとする。

架線作業主任者研修：労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づく林業架線主任者の研修を行うものとする。

伐木安全作業技術研修：林業従事者に対する間伐作業を含めた伐木作業の安全作業を進めるための研修を行うものとする。

労働安全衛生マネジメントシステムに即した労働安全衛生活動の普及啓発等に係る説明会：林業事業体に対して、安全衛生活動について広く普及啓発するための説明会を開催するものとする。

安全衛生計画の作成指導：安全衛生活動を自主的に取り組もうとする林業事業体に対して、安全衛生計画の作成についての指導・助言を行うものとする。

別表第2（第5条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第4条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所
氏 名
(生年月日)

令和 年度高知県林業労働安全衛生対策事業費補助金交付申請書

高知県補助金等交付規則第3条及び高知県林業労働安全衛生対策事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、補助金 円を交付されたく、下記の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業計画書（別紙1のとおり）
- 3 事業収支予算書（別紙2のとおり）
- 4 事業着手予定年月日 令和 年 月 日
- 5 事業完了予定年月日 令和 年 月 日
- 6 添付書類 県税の滞納がないことを証する証明書。（県税の納税義務がない者にあつてはその旨の申立書。）又は、県税完納情報の提供に係る同意書(※1)及び本人確認書類の写し(※2)

※1:税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」の第4号様式

※2:補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等

(注)マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため提出は不可）健康保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

別紙 1

事業（変更）計画（実績）書

I 林業労働安全衛生対策事業

1 事業費総括表

単位：円

事業区分	事業費	左のうち財源内訳		備 考
		県補助金	その他	
振動病一次健診受診促進事業				
振動病二次健診受診促進事業				
(1) 振動病二次健診の受診料				
(2) 振動病二次健診実施における 医療機関との日程調整、二次健診 の案内等に要する経費				
計				

2 事業内容

(1) 振動病一次健診受診促進事業

医療機関名	健診（予定）年月日	健診場所	受診者数（人）	備考
計				

(2) 振動病二次健診受診促進事業

(ア) 振動病二次健診受診

医療機関名	健診（予定）年月日	健診場所	受診者数（人）	備考
計				

(イ) 振動病二次健診実施における医療機関との日程調整、二次健診の案内等に要する経費
単位：円

区 分	事 業 費	摘 要
人 件 費		
需 用 費		
役 務 費		
旅 費		
そ の 他		
計		

(注) 1 「摘要」欄は、事業費の積算根拠を記入してください。

2 変更の場合は、上段に変更前の金額を括弧書きで、下段に変更後の金額を記入してください。

3 各経費の内訳表を添えてください。

II 安全装備等導入促進事業

1 総括表

単位：円

事業区分	総事業費 (A)+(B)+(C)	補助対象 経 費 (A)+(B)	左のうち財源内訳		その他の 経 費 (C)	備 考
			県補助金 (A)	その他 (B)		
安全防具の導入						
蜂刺され対策等						
熱中症対策						
可搬式林業機械 電動化						
軽量可搬式林業 機械の導入						
救急用品整備						
計						
附帯事務費						
合 計						

(注) 1 「備考」欄は、事業費に含まれる消費税及び地方消費税相当額を記入してください。

2 変更の場合は、上段に変更前の金額を括弧書きで、下段に変更後の金額を記入してください。

2 安全防具の導入に係る事業主体一覧

単位：円

事業主体名	事業内容	数量	総事業費 (A)+(B)+(C)	補助対象 経 費 (A)+(B)	左のうち財源内訳		その他の 経 費 (C)	備 考
					県補助金 (A)	その他 (B)		
小計								
小計								
小計								
合計 (事業体数：)								

(注) 1 事業内容は「切断事故防止ズボン」、「チャップス (ひざあて)」、「ジャケット等防護衣」、「切断事故防止ブーツ」、「切断事故防止手袋」及び「顔面、耳保護具」を、その他は導入防具名を記入し、事業主体ごとに小計をあげてください。

2 「備考」欄は、事業費に含まれる消費税及び地方消費税相当額を記入してください。

3 変更の場合は、上段に変更前の金額を括弧書きで、下段に変更後の金額を記入してください。

3 蜂刺され対策等に係る事業主体一覧

単位：円

事業主体名	事業内容	数量	総事業費 (A)+(B)+(C)	補助対象 経 費 (A)+(B)	左のうち財源内訳		その他の 経 費 (C)	備 考
					県補助金 (A)	その他 (B)		
小計								
小計								
小計								
合計 (事業体数：)								

(注) 1 事業内容は、「検診」(「蜂アレルギー血液検査」又は「処方登録受託医師診察料及び自己注射管理指導料」)、「自動注射器」(「自動注射器購入費」)、「毒液吸い出し救急用具」又は「スズメバチ忌避剤」を記入し、事業主体ごとに小計をあげてください。

2 「備考」欄は、事業費に含まれる消費税及び地方消費税相当額を記入してください。

3 変更の場合は、上段に変更前の金額を括弧書きで、下段に変更後の金額を記入してください。

4 熱中症対策に係る事業主体一覧

単位：円

事業主体名	事業内容	数量	総事業費 (A)+(B)+(C)	補助対象 経 費 (A)+(B)	左のうち財源内訳		その他の 経 費 (C)	備 考
					県補助金 (A)	その他 (B)		
	換気機能付 作業服							
合計 (事業体数：)								

- (注) 1 事業内容には「換気機能付作業服」と記入してください。
- 2 「備考」欄は、事業費に含まれる消費税及び地方消費税相当額を記入してください。
- 3 変更の場合は、上段に変更前の金額を括弧書きで、下段に変更後の金額を記入してください。

5 可搬式林業機械電動化に係る事業主体一覧

単位：円

事業主体名	事業内容	数量	総事業費 (A)+(B)+(C)	補助対象 経 費 (A)+(B)	左のうち財源内訳		その他の 経 費 (C)	備 考
					県補助金 (A)	その他 (B)		
合計 (事業体数：)								

- (注) 1 事業内容には「バッテリー式チェーンソー」又は「バッテリー式刈払機」と記入してください。
2 「備考」欄は、事業費に含まれる消費税及び地方消費税相当額を記入してください。
3 変更の場合は、上段に変更前の金額を括弧書きで、下段に変更後の金額を記入してください。

6 軽量可搬式林業機械の導入に係る事業主体一覧

単位：円

事業主体名	事業内容	数量	総事業費 (A)+(B)+(C)	補助対象 経 費 (A)+(B)	左のうち財源内訳		その他の 経 費 (C)	備 考
					県補助金 (A)	その他 (B)		
	軽量チェーンソー							
合計 (事業体数：)								

- (注) 1 事業内容には「軽量チェーンソー」と記入してください。
- 2 「備考」欄は、事業費に含まれる消費税及び地方消費税相当額を記入してください。
- 3 変更の場合は、上段に変更前の金額を括弧書きで、下段に変更後の金額を記入してください。

7 救急用品整備に係る事業主体一覧

単位：円

事業主体名	事業内容	数量	総事業費 (A)+(B)+(C)	補助対象 経 費 (A)+(B)	左のうち財源内訳		その他の 経 費 (C)	備 考
					県補助金 (A)	その他 (B)		
	救 急 用 品 (AED)							
合計 (事業体数：)								

- (注) 1 事業内容には「救急用品 (AED)」と記入してください。
- 2 「備考」欄は、事業費に含まれる消費税及び地方消費税相当額を記入してください。
- 3 変更の場合は、上段に変更前の金額を括弧書きで、下段に変更後の金額を記入してください。

8 補助対象者（事業体）一覧

事業体名：

対象者氏名	年齢（歳）	業務内容	雇用形態	採用年月日	事業区分

- （注） 1 年齢は、事業年度の開始日（４月１日）時点における年齢を記入してください。
- 2 業務内容には、「全般」、「造林」、「林産」又は「その他」を記入してください。なお、「その他」については、括弧内に業務内容を記入してください。
- 3 雇用形態には、「通常」、「臨時」又は「その他」を記入してください。なお、「その他」については括弧内に雇用形態を記入してください。
- 4 事業区分は「安全防具の導入」については「１」を、「蜂刺され対策等」については「２」を、「熱中症対策」については「３」を、「可搬式林業機械電動化」については「４」を、「軽量可搬式林業機械の導入」については「５」を、「救急用品整備」については「６」を記入してください。
- 5 事業主体ごとに別葉にしてください。

9 附帯事務費

単位：円

経費の区分	事業費	摘要
賃 金		
需用費		
役 務 費		
旅 費		
そ の 他		
計		

- （注） 1 「摘要」欄は、事業費の積算根拠を記入してください。
- 2 変更の場合は、上段に変更前の金額を括弧書きで、下段に変更後の金額を記入してください。
- 3 各経費の内訳表を添えてください。

Ⅲ 架線作業主任者研修事業

1 総括表

単位：円

事業区分	事業量	事業費	左のうち経費内訳		備考
			県費	その他	
架線作業主任者研修事業	受講者数 人				

(注) 変更の場合は、上段に変更前の金額を括弧書きで、下段に変更後の金額を記入してください。

2 経費内訳

単位：円

区 分	事 業 費	摘 要
人 件 費		
需 用 費		
役 務 費		
旅 費		
そ の 他		
計		

(注) 1 「摘要」の欄は、事業費の積算根拠を記入してください。

2 変更の場合は、上段に変更前の金額を括弧書きで、下段に変更後の金額を記入してください。

3 各経費の内訳表を添えてください。

Ⅳ 伐木安全作業技術研修事業

1 総括表

単位：円

事業区分	事業量	事業費	左のうち経費内訳		備考
			県費	その他	
伐木安全作業技術研修事業	研修回数 日				
	研修日数 日				
	受講者数 人				

(注) 変更の場合は、上段に変更前の金額を括弧書きで、下段に変更後の金額を記入してください。

2 経費内訳

単位：円

区 分	事 業 費	摘 要
人 件 費		
需 用 費		
役 務 費		
旅 費		
そ の 他		
計		

(注) 1 「摘要」の欄は、事業費の積算根拠を記入してください。

2 変更の場合は、上段に変更前の金額を括弧書きで、下段に変更後の金額を記入してください。

3 各経費の内訳表を添えてください。

V 労働安全衛生マネジメントシステム普及啓発支援事業

1 総括表

単位：円

事業区分	事業量	事業費	左のうち経費内訳		備考
			県費	その他	
(1)労働安全衛生マネジメントシステムに即した労働安全衛生活動の普及啓発等に係る説明会	回数 日				
(2)安全衛生計画の作成指導	事業体数：				
計					

(注) 変更の場合は、上段に変更前の金額を括弧書きで、下段に変更後の金額を記入してください。

2 経費内訳

(1) 労働安全衛生マネジメントシステムに即した労働安全衛生活動の普及啓発等に係る説明会

単位：円

区 分	事 業 費	摘 要
賃 金		
謝 金		
旅 費		
需 用 費		
役 務 費		
使用料及び賃借料等		
計		

(注) 1 「摘要」の欄は、事業費の積算根拠を記入してください。

2 変更の場合は、上段に変更前の金額を括弧書きで、下段に変更後の金額を記入してください。

3 各経費の内訳表を添えてください。

(2) 安全衛生計画の作成指導

単位：円

区 分	事 業 費	摘 要
賃 金		
謝 金		
旅 費		
需 用 費		
役 務 費		
使用料及び賃借料等		
計		

(注) 1 「摘要」の欄は、事業費の積算根拠を記入してください。

2 変更の場合は、上段に変更前の金額を括弧書きで、下段に変更後の金額を記入してください。

3 各経費の内訳表を添えてください。

事業（変更）収支予算（精算）書

(1) 収入

単位：円

区分	予算額	精算額	差引き増減額	備考
県補助金				
補助事業者負担金				
事業主体負担金				
計				

(注) 1 「県補助金」欄は、交付申請（決定）額を記入してください。

2 変更の場合は、上段に変更前の金額を括弧書きで、下段に変更後の金額を記入してください。

(2) 支出

単位：円

区 分	予算額	精算額	差引き増減額	備 考
林業労働安全衛生対策事業				
振動病一次健診受診促進事業				
振動病二次健診受診促進事業				
(1)振動病二次健診の受診				
(2)振動病二次健診実施における医療機関との日程調整、二次健診の案内等に要する経費				
安全装備等導入促進事業				
安全防具の導入				
蜂刺され対策等				
熱中症対策				
可搬式林業機械電動化				
軽量可搬式林業機械の導入				
救急用品整備				
附帯事務費				
架線作業主任者研修事業				
伐木安全作業技術研修事業				
労働安全衛生マネジメントシステム普及啓発支援事業				
労働安全衛生マネジメントシステムに即した労働安全衛生活動の普及啓発等に係る説明会				
安全衛生計画の作成指導				
計				
消費税仕入控除税額等及び内訳				
合計				

(注) 変更の場合は、上段に変更前の金額を括弧書きで、下段に変更後の金額を記入してください。

(3) 県補助金精算書

単位：円

補助金交付 決定額	精算事業費 総額	補助率	精算補助金額 (A)	既受領補助金額 (B)	差引き補助金 未受領額 (A - B)

誓約書兼同意書

私は、高知県林業労働安全衛生対策事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）に同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・ 農業改良資金貸付金償還金
- ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地

代表者 職・氏名（自署の場合は押印不要）

第2号様式（第6条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所
氏 名

令和 年度高知県林業労働安全衛生対策事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知（又は変更の決定通知）がありました事業について、下記のとおり計画を変更したいので、高知県林業労働安全衛生対策事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 補助金変更交付申請額
金 円
（今回増減額 円）
- 3 事業変更計画書（別紙1のとおり）
- 4 事業変更収支予算書（別紙2のとおり）
- 5 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

（注）3及び4については、変更計画の内容を変更事項ごとに、その上段に括弧書きで当初の計画を記入し、変更前及び変更後の内容が対比することができるように作成してください。

第3号様式（第7条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所
氏 名

令和 年度高知県林業労働安全衛生対策事業費補助金概算払請求書

金 円

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（又は変更の決定通知）がありました事業について、高知県林業労働安全衛生対策事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり高知県林業労働安全衛生対策事業費補助金を概算払によって交付されたく請求します。

記

1 事業概算払請求額及び予定出来高

単位：円

事業費	補助金交付 決定額	既受領補助 金額	今回請求額	月 日 までの 予定出来高 (%)	残 高	備 考

- (注) 1 「予定出来高」欄は、小数点第2位を切り捨て、小数点第1位止めとします。
2 請求額は、1,000円未満切捨てとします。
3 附帯事務費は、対象外とします。

※振込先

銀行名	口座の種類	口座番号	名義人

第4号様式（第8条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所
氏 名

令和 年度高知県林業労働安全衛生対策事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知（又は変更の決定通知）がありました事業について、高知県労働安全衛生対策事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて、その実績を報告します。

記

- 1 事業実績書（別紙1のとおり）
- 2 事業収支精算書（別紙2のとおり）
- 3 事業着手年月日 令和 年 月 日
- 4 事業完了年月日 令和 年 月 日

- （注）1 事業実績書及び事業収支精算書については、申請書の様式に準ずるものとします。
- 2 振動病健診は、実施結果を添えてください。

第5号様式（第8条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所
氏 名

令和 年度高知県林業労働安全衛生対策事業費補助金に係る
消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知（又は変更の決定通知）がありました事業について、高知県林業労働安全衛生対策事業費補助金交付要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額
（令和 年 月 日付け高知県指令 第 号による補助金交付決定額）
金 円
- 2 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等
金 円
- 3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円

（注）精算の内訳その他参考となる資料を添えてください。